

Z-PHONE サービス加入契約約款

(IP 電話接続装置レンタル規約)

株式会社 ZTV

目次

第1条	約款の適用	1
第2条	約款の変更	1
第3条	IP電話接続装置のレンタル	1
第4条	レンタル契約の成立及び終了	1
第5条	レンタル料金等	2
第6条	料金の支払義務	2
第7条	IP電話接続装置の提供	2
第8条	加入者の義務	2
第9条	故障等	3
第10条	レンタル契約終了に伴う返却	3
第11条	譲渡等	3
附則		3

第1条(約款の適用)

本規約は、当社が提供するZ-PHONE サービスを利用することを目的としてIP電話接続装置のレンタルを受ける加入者に適用されるものとします。

2. 本規約に定めのない事項については、加入者が利用するZ-PHONE サービスに適用される「Z-PHONE サービス加入契約約款」(以下「契約約款」といいます)が準用されるものとします。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更する事があります。改定後の約款は当社のホームページ(<http://www.ztv.co.jp>)において公表します。この場合、既加入者は改定後の約款の適用を受けます。

第3条(IP電話接続装置のレンタル)

当社は、Z-PHONE サービスを利用する加入者にIP電話接続装置をレンタルします。

2. 加入者にレンタルするIP電話接続装置は、加入者が利用するZ-PHONE サービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、加入者にレンタルされるIP電話接続装置は、第9条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

第4条(レンタル契約の成立及び終了)

レンタル契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

2. レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、IP電話接続装置を引渡したときに成立するものとします。但し、契約約款に定めるZ-PHONE サービスの利用契約が成立しない場合は、レンタル契約は成立しないものとします。
3. 前項にかかわらず、第4条のレンタル料金の発生時期は契約約款に準じるものとします。
4. レンタル契約の解約、解除等は契約約款に準じるものとします。
5. 加入者が加入者たる地位を喪失した場合には、本規約に基づくIP電話接続装置のレンタル契約は終了するものとします。但し、IP電話接続装置が当社が提供する他の通信サービス(Z-LAN等)と共用の場合で、他のサービスを継続する場合には、この限りではありません。
6. 本条第2項但書、第5項の定めにかつ該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、加入者は同条に従いIP電話接続装置を当社に返却するものとします。

第5条(レンタル料金等)

IP電話接続装置のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、加入者は毎月のレンタル料金を支払うものとします。

第6条(料金の支払義務)

当社は、前条に定めるレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項但書及び第10条に定める費用その他本規約に基づく加入者に対する債権(以下「レンタル料金等」といいます。)の支払いを要します。

2. 加入者は、当社に支払うべき金額を支払期日を経過してもなお支払がない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払って頂きます。

第7条(IP 電話接続装置の提供)

当社の Z-PHONE サービスを受けるために必要な IP 電話接続装置をレンタルする場合、当社が設置します。接続装置、電源コード、設定マニュアルは、契約の解除の際に当社に返還して頂きます。

2. 当社が指定する IP 電話接続装置の PSTN プラグへの回線の接続、及び西日本電信電話株式会社との契約は、Z-PHONE サービス加入者の責任において行って頂きます。
3. IP 電話接続装置にはインターネット網の障害、停電等で装置に電源が供給されなくなった場合又は 110,119 のダイヤル検出時に、通話の経路を西日本電信電話株式会社の回線に自動で切替える機能がありますが、ここでの接続が上手く行かない事があったとしても加入者はあらかじめ了解したものとみなします。
4. また、西日本電信電話株式会社を利用しない加入者は、IP 電話接続装置の PSTN プラグへの回線接続及び同事業者との契約は必要ありません。

第8条(加入者の義務)

加入者は、接続装置を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って維持、管理するものとし、契約が終了したときは当社へ返却するものとします。また、加入者は、次のことを守って頂きます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した IP 電話接続装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は IP 電話接続装置の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が、業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その IP 電話接続装置に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 加入者は、IP 電話接続装置を第三者へ譲渡したり、質入れ、転貸その他の処分を行わないこと。
 - (5) 加入者は、IP 電話接続装置の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)、契約外的不正使用を行わないこと。
2. 加入者は、前項の規定に違反して IP 電話接続装置を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第9条(故障等)

加入者にレンタルされた IP 電話接続装置が正常な使用状態で故障、破損又は滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該 IP 電話接続装置を正常な IP 電話接続装置と取り替えます。ただし、IP 電話接続装置の故障等が加入者の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、又は取り替え等の必要な措置に要した費用は、加入者が負担するものとします。

2. IP 電話接続装置の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による IP 電話接続装置の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

第10条(レンタル契約終了に伴う返却)

本規約に基づく IP 電話接続装置のレンタル契約が終了した場合、加入者は、IP 電話接続装置を当社に

返却するものとします。但し、返還が完了するまでの間に IP 電話接続装置に故障等が発生した場合、当該 IP 電話接続装置の修理費用等は加入者の負担とします。

第 11 条(譲渡等)

加入者は、本規約に基づく権利又は義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、本規約に基づき加入者に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡又は信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。加入者はあらかじめこれを承諾するものとします。

3. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

附則(平成15年 4月 1日)

(実施期日)この約款は、平成15年4月1日より実施します。

附則(平成18年 4月 1日)

(実施期日)この約款は、平成18年4月1日より実施します。